

(司令部將校宿舎備人名簿) (昭和二十年) 加藤木保次氏蔵

八一 敗戦後の旧日本国軍隊の国家再建参加

昭和二十年八月十八日

突第一〇一三〇部隊長(印)

足柄下郡仙石原村長殿

当兵団作戦準備間ハ幾多障碍ノ發生ニモ不拘能ク軍ノ意ノ在ル所ヲ察セラレ勞務等ニ絶大ナル御協力ヲ賜リ以御蔭短期間中ニ多大ノ成果ヲ挙クルコトヲ得誠ニ感謝ノ外ナク茲ニ衷心ヨリ識意ヲ奉表候然ルニ事態ハ急転シ闕魂空シク悲涙ヲ吞ムデ矛ヲ収ムルノ余儀ナキニ至リタルハ折角ノ御尽力ニ対シ真ニ申訳ナキ仕儀ニ存候此ノ上ハ唯々御聖断ノ御意凶ニ副ヒ只管ニ大命ヲ待チ将来ノ国家建設ニ邁進仕度候

就者当兵団ニ於テ戦備ノ傍ラ左記事項ニ意ヲ用ヒ度候条貴管内ニ於テ御希望御要求有之候ハバ忌憚ナク御申越相成度乍微力万全ヲ尽ス所存ニ御座候

追而右要望ハ市役所地方事務所ニ於テ取纏メ一括御請求相成度依頼申上候

左記

- 一 道路小橋梁修繕
- 二 授 農

三小 運 送

四 戰 災 整 理

(仙石原村役場「兵事書類」(昭和二十年) 箱根町役場蔵)

八二 時局転換下の軍事援護に関する件通達

二十発兵収第一、三六四号

昭和二十年九月十七日

愛甲地方事務所長(印)

玉川村長殿

時局転換ノ下ニ於ケル軍事援護ニ関スル件

標記ノ件ニ関シテハ本月五日付二十発兵第一、三三三号ヲ以テ通知致置候処尚之ガ実施ニ際シテハ差当リ左記各項ニ留意シ特ニ町村ノ実情ニ即応シ迅速適切ナル措置ヲ講ズル様其筋ヨリ通牒有之候条急変セル時局下ノ軍人援護ニ遺憾ナキヲ期セラレ度

記

一 軍事扶助法ノ施行ニ当リテハ今後絶ヘズ召集解除又ハ除隊トナリタル下士官兵ノ実体ノ把握ニ意ヲ用ヒ其ノ扶助ノ継続又ハ変更或ハ廃止ニ細心ノ注意ヲ払フコト

一 急変セル時局ニ依リ軍人ノ遺族家族又ハ傷痍軍人等ニシテ新生活困難トナリタルモノニ対シテハ軍事扶助法又ハ援護団体ノ援護ヲ迅速適切ニ実施スルコト

一 軍事援護事業計画ニ付テハ此ノ際再検討ヲ行ヒ実施ノ要ナキニ至リタルモノ又ハ見合スベキモノハ中止スル傍ラ新規計画ヲ要スル戦後ノ軍人援護事業ニ特ニ重点ヲ置キ速ニ其ノ転換ノ方針ヲ講ズルコト

一 召集解除者生業援護事業ニハ特ニ力ヲ注ギ苟モ皇国防衛ノ第一線ニ立チテ勇戦奮闘セル將兵ヲ失望落胆セシメザル様留意シ其ノ援護ニ万全ヲ期スルコト

一 町村軍事援護相談所市町村銃後奉公会等ニアリテハ戦時中比較的職員ニ其ノ人ヲ得ザリシ憾アリタルニ付此ノ際傷痍軍人召集解除者其ノ他ノ中ヨリ適任者ヲ極力採用シ人的充実ニヨリ其ノ積極的活動ヲ促進シ本来ノ目的達成ヲ図ルコト

一 戦歿軍人遺児育英資金給与者事業及戦歿者遺児委託教養事業ニ付テハ趣旨ノ普及徹底ト敏速的確ナル実施ヲ図リ特ニ孤児ニ付テハ克ク実情ヲ調査シ要援護者ニ対シテハ速ニ温キ援護ヲ差伸ベ苟モ援護ヨリ洩ル、ガ如キコトナキ様万全ノ留意ヲナスコト

一 軍人遺族家族ノ授産事業ニ付テハ軍需品制作ニ重点ヲ置キ拡充ヲ図リ居リタルモ此ノ際事業ノ内容ニ再検討ヲ加ヘ国民生活必需品制作並ニ厚生作業等ニ機能ヲ転換セシメ積極的ニ事業ヲ強化シ援護ノ徹底ヲ期スルコト

一 帰還軍人ノ帰郷ニ際シテハ深キ感謝ノ念ヲ以テ之ヲ迎フルト共ニ軍人遺族家族ニ対シテハ婦人指導囑託婦人相談員等ヲ極力活用シ此ノ際慰籍激励セシメラレタキコト

一 軍人援護教育ハ急変セル新事態ニ即応セシメツ、将来ニ繼續実施ノ要アリ

一 戦歿軍人個人ノ墓碑ノ建設ハ従来抑制セシメ居リタルモ贅沢ニ亘ルコトナキ様注意シ徐々ニ建設スルモ差支ヘナキコト
(玉川村役場「復員関係書類」(昭和二十年)厚木市役所蔵)

八三 神奈川県下全市民代表の食糧供出懇請電報文案

供出懇請電報文案

一 神奈川県知事宛

神奈川県下全市民ハ甚シキ八十有数日少クモ四日乃至五日ノ主食欠配シ正ニ飢餓線ニ彷徨ス

貴県生産者各位此ノ窮状ヲ諒トセラレ一日モ速カニ割当量ノ充分ナル供出ヲ御実行相成度此段

閣下ヨリ貴県内関係方面ニ洩レナク伝達御督励乞フ右切ニ懇請ス

神奈川県下全市民代表

緊急食糧対策委員会

二 関係県農業会長宛

神奈川県下全市市民ハ甚ダシキ八十有数日少クモ四日乃至五日ノ
主食欠配シ正ニ飢餓線上ニ彷徨ス
貴県生産者各位此窮状ヲ諒トセラレ一日モ速カニ割当量ノ充分ナ
ル供出ヲ御実行相成度此段
貴下ヨリヨロシク伝達御督励乞フ
右切ニ懇請ス

神奈川県下全市市民代表

緊急食糧対策委員会

(加藤木保次氏蔵)

八四 横須賀市の食糧危機に関する陳情書

(一一一)

(一)

陳情書

第1章 政治改革
現下食糧事情ノ窮迫ハ愈々其ノ緊迫度ヲ加ヘ本市ニ於ケル主食ノ欠
配状況多キ八十数日少キモ一週間ニ及ビ市民大衆ノ不安動搖益々顕
著トナリテ集団的示威行為ヲ為スニ至リ危機ハ將ニ其ノ頂点ニ達シ
ツ、アルヲ以テ本市会ハ市、警察当局ト協力シテ極力不祥事ノ發生

ヲ防止スルト共ニ他面消費者代表ヲ新瀨、秋田等ノ本県向米穀出荷
県ニ派遣シ関係方面ニ対シ縷々窮状ヲ訴ヘ出荷ノ懇願ヲナシタルモ
結果ニ於テ効ヲ奏スルコト能ハザリシヲ遺憾トス今ヤ市民ハ全ク餓
死線上ヲ彷徨スルノ状態ニ置カレツ、アリ
仍テ県当局ハ更ニ一層ノ努力ヲ傾倒セラレ聯合軍ニ対シ救援ノ懇願
ヲ継続サル、ト共ニ政府当局ニ対シ速ニ強力適正ナル政治的非常措
置ヲ実行サル、様具申相成度

茲ニ市会ノ決議ヲ以テ及陳情候也

昭和二十一年五月十五日

横須賀市会議長 酒井 衛

(二)

陳情書

閣下ニ於カレテハ平素横須賀市民ノ食糧事情ニ関シ多大ノ御理解ト
御援助ヲ賜リ市民一同衷心ヨリ感謝致シテ居リマス。

御承知ノ通り本市ニ於ケル米其他ノ主食ノ配給ハ最近著シク悪化シ
欠配ハ平均一週間以上ニナツテ居リマス。ソノタメ市民大衆ノ不安
動搖ハ日々顕著トナリ集団的示威行為ヲ見ルニ至リマシタ。

若シ万一不祥事ノ發生スル様ナコトガアリマスレバ日本国民トシテ
洵ニ不幸ナコトデアリ且全世界ニ対シ不名誉ナコトデアリマスカラ

私達市会議員ハ市民代表トシテ市、警察当局ト協力シテ極力其ノ防
止ニ努力シツ、アリマス。他面米ノ入荷ヲ促進スルタメ私達ハ市民
代表数名ヲ出荷県ニ派遣シテ市民生活ノ窮状ヲ訴ヘテ出荷ノ懇願ヲ
致シタノデアリマスガ農村ニ於ケル食糧事情モ亦前途不安ノタメ代
表者達ノ努力モ結局効ヲ奏スルコトガ出来ナカツタノデアリマス。
市民ハ迫リツ、アル餓死ヲ怖レ巷ニハ吾々ハ近ク餓死スルノダトイ
フ悲痛ナ叫ビガ日々ニ高マリツ、アリマス。
斯ノ如キ市民ノ窮状ヲ救フ決定的ノ方法ハ閣下ノ御同情ニヨル御援
助以外ニハナイノデアリマス。何卒横須賀市民ノ苦境ヲ一日モ速ニ
御救援賜ル様市会議員一同市民ヲ代表シテ懇願致ス次第デアリマ
ス。

年 月 日

横須賀市会議員一同

氏 名(印)

海軍基地司令官

デツカー大佐

第八軍司令官

アイケルバーカー中将閣下

聯合軍総司令官

マツカーサー元帥閣下

(横須賀市「市会に関する書類」(昭和二十年) 横須賀市役所蔵)

全 敗戦後の町村常会等指導方針要旨

常会指導要旨

昭和二十年九月廿五日印刷

足柄下地方事務所

一 戦争終結後ニ於ケル国運ノ再建ト勇邁ナル国民気魄ノ振作

大詔ノ渙発ニ依リ戦争終熄ヲ見茲ニ新日本建設ノ大業ヲ完遂シ正
シキ道義觀ニ立脚セル世界平和ニ貢献セントスルハ大詔ノ明示シ
給フ処デアルカラ吾々国民ハ今後如何ナル艱難ニ遭遇スルモ堪ヘ
難キニ堪ヘ忍ビ難キヲ忍ビ国体護持ト国運ノ開拓ニ邁進セナケレ
バナラス之ガ為メニハ吾々国民ハ徒ラニ悲觀憔悴スルコトナク旺
盛ナル復興精神ト剛健ナル国民気魄ノ振作ニ依ツテ益々敢闘セネ
バナラス

二 開闢ノ大道ト報徳精神

如何ニ国土ガ狭小ナルモ皇祖開闢ノ昔ヲ思ヘバ天分ハ莫大ナル増
加デアルカラ国民ハ此ノ天分ニ随ツテ分度ヲ確立シ皇祖皇宗ノ国
ヲ肇ムル精神ヲ以テ勤勞スレバ必ラス文化的の平和ナ新日本ノ建設
ハ完成スルノデアツテ之レガ即チ皇国二千六百年以来ノ神徳皇徳
ノ君恩ニ報ユルニ我ガ徳ヲ以テ報ユルト云フ報徳ノ道デアリ開闢

ノ大道デアアルカラ報徳ノ教ニ依リテ国体ノ精華ヲ世界ニ発揚セネバナラス

三 自由尊重ト義務觀念ノ昂揚

新シキ文化ト平和的国家ヲ建設シ国民ノ自由ヲ尊重スルコトハ今後ニ於ケル政治經濟思想上各般ニ渉ル機構ノ一大転換デアルト共ニ吾々国民ハ義務履行觀念ヲ最モ強ク最モ嚴格ニ履行セネバナラス自由ト義務トハ表裏一体ノモノデ在ツテ義務觀念ニ乏シキ者ガアレバ必ラズ他人ノ自由ヲ傷ケルコトニナルカラ深ク自由主義ノ正体ヲ研究シテ正シク理解シテ社界ニ貢獻セネバナラス

四 食糧増産ト供出ニ就テ

国民ノ衣食住ニ不安ナカラシムルハ最モ緊急ナル国策デアルト同時ニ他力ニ依ツテ安定ヲ期スルニ非ラズシテ吾々ガ荊ノ道ヲ切り開イテ食糧ノ増産ヲ図リ口滿ナル供出ノ実ヲ挙げテ始メテ食生活ノ不安ヲ芟除スルコトガ出来ル 即チ農ハ国ノ大本タル所以ハ實ニ茲ニ存スルノデアアルカラ二宮尊徳先生ノ荒地ハ荒地ノ力カラ開発シ生々發展ヲ期スルノデ全国ニハ四百万町歩ノ開墾可能地ガ力強キ国民ノ發奮力ヲ待ツテ居ル之レヲ完全ニ耕地トシテコソ食生活ハ安定スルノデ国民ハ私利私欲ノ為メ増産供出スルノデハナイ崇高ナル道義心ニ基ク社会政策ヲ理解シ喜ンデ之レニ応ジナケレ

バナラスト同時ニ如斯尊キ農民精神ニ依ツテ増産サレタ食糧ノ尊サヲ思ヒ一人デモ徒食者ガアツテハナラス「一日勤メザレバ一日食サズ」ヲ元則トシテ一般ニ指導スルコトガ肝要デアアル

「天地の恵み積み置く無尽蔵 鋤で掘り出せ鎌で刈りとれ」

二宮先生道歌

財非_レ無 勤勞無也 食非_レ無 勤無故也

五 悪性インフレ防止ニ就テ

戰爭終結ト同時ニ軍費ノ放出ハ終止スルガ戰災復興費產業轉換費トカ或ハ各種ノ施設費等多種多様ノ出費ガ有ツテ我國經濟ノ負担ハ益々加重スルノデアツテ最近著シク通貨ノ膨張ヲ見ルニ至ツタガ国民ニ戰爭ガ終ツタカラ貯蓄ハ必要ガナイ等ト心ニ弛ミガ生ズルナラバ怖ルベキインフレーションノ慘害ヲ被ルコト火ヲ見ルヨリ明ラカデ遂ニ收拾スベカラザル破壊混乱ニ陥ラシメルカラ國民經濟安定ノ為ニモ國家經濟ノ堅実ヲ期スル為メニモ各種貯蓄ヲ一層強化シ殊ニ開取引等ノ為メ物価ノ高騰スル事ハ一面ニ売主トシテ個人ノ懷中ニ財価ガ増シタ様ニ思フガ貨幣価値ヲ其レダケ下落セシメテ即チ自己ノ財産価値ヲ其レ丈下ゲテ居ルノデアアルカラ却テ大損ヲシテ居ルノデアアル此ノ点ヲ克ク理解セシメテ官懈ノ取締リヲ受ケル迄モナク自発的ニ根絶ヲ期セネバナラス

六 時代ノ推移ニ即応セヨ

戦争終結ト同時ニ時々刻々ト時代ガ変遷スルコトハ当然ノ情勢デ
アルカラ吾々ハ常ニ常会ヲ通ジテ正シク時代ノ推移ヲ認識シテ將
来国民ノ嚮フベキ方途ヲ誤ラザル様ニ研鑽指導セネバナラヌ殊ニ
農ヲ営ムニモ工業ヲ営ムニモ讓ノ精神ヲ以テ自己ノ利欲ヲシテ
顧ミズ社会ヲ利スル為メ又各部落隣組ヲ一家族的ニ融和共助スル
為メニモ讓ノ精神ヲ培ヒ道義ヲ昂揚セネバナラヌ

「一邑讓ニ興レバ一國讓ニ興ル 讓無損 奪無益」

(仙石原村役場「足柄下郡常会書類」(昭和十七年)箱根町役場蔵)

六 神奈川県足柄下郡常会(一一六)

(一)

十月郡常会提案事項

十月六日 自 午前十時
至 正午

総務課

一 進駐軍ニ対スル国民ノ態度ニ就テ

進駐軍ニ対シテハ飽迄親切ニ日本国民トシテノ襟度ヲ失ハヌ様
ニセネバナラヌ国情及風俗ノ相違ト言語ノ通ゼヌ為メ諸種ノ問
題ヲ起シ易イカラ其点ニモ細心ノ注意ヲ払フ必要ガアル又学童

ヤ少年等ノ取締指導ニ関シテモ学校当局者ニノミ依存スルコト
ナク父兄ガ其任ニ当ラナケレバナラヌカラ充分注意ヲ望ム

二 常会運営強化並ニ定例日変更ノ件

戦争終結後ニ於ケル国運ノ再建ト国民気魄ノ振作ノ為メ各種常
会ノ運営ヲ最高度ニ發揮シシキ道義ニ立脚スル世界平和ニ貢
献シ文化新日本ノ建設ニ邁進セネバナラヌカラ各町村ニ於テハ
之レガ指導運営ニ極力意ヲ用キラレ万遺憾ナカラントヲ望ム
尚ホ常会定例日ヲ左記ノ通り変更セントス

郡常会 毎月廿五日午前十時開始

(1) 町村常会 毎月自廿六日間に於テ決定
至翌月五日間ニ於テ決定

部落町内隣組常会 毎月町村常会終了後十日頃迄ニ終了

(2) 常会指導運営研究会ノ開催

別紙通牒ノ日割ヲ以テ開催シ県ヨリモ関係官出席ノ予定ニ付
各町村長及庶務主任(主トシテ常会事務担当者)並ニ町村常
会指導員全員参加出席セシメラレタシ

三 戦後ノ貯蓄推進並ニインフレ防止対策ニ関スル件

戦後ノ貯蓄推進ハ非常ニ困難ナル点アルモ通貨ノ膨張ニ伴ヒ悪
性インフレ現出ノ恐れアルヲ以テ極力手持資金ノ吸収ニ努メ自
己経済ノ保全ト国家経済ノ確立ヲ期セラレンコトヲ望ム

学務課

四 帰村青年学校義務就学該当者ノ公立青年学校へ入学督励並ニ

一般青年層ノ教育指導強化ノ件

五 道義教育並ニ科学教育振興ノ件

国民ノ学力道義心ノ低下ハ敗戦ノ最大原因タリト思料セラル、今日日本再建ノ鍵ハ特ニ之レガ二道ノ振興発揚ニアリ而モ之レガ方途ハ只ニ学校教育ニノミ頼ルコトナク広ク一般社会ノ責ニ於テ完璧ヲ期セラル、モノト思考セラル、ヲ以テ特ニ其点理解セラレ協力ヲ望ム

兵事厚生課

六 防空頭巾供出ニ関スル件

戦災者越冬対策ノ一助トシテ不用トナリタル防空頭巾ノ活用ヲ図ル為メ之ガ供出運動ヲ実施ス

七 帰還軍人ノ慰藉運動実施ニ関スル件

政府ノ方針ニヨリ十月一日ヨリ十月三十一日迄ノ一ヶ月間帰還軍人ノ慰藉運動ヲ実施シ国民ヲシテ出征軍人ヲ敬送シタル日ノ感激ヲ忘レズ帰還軍人ニ対シ感謝ノ意ヲ表明セシムルト共ニ其労苦ヲ慰藉シ併セテ新生活ヘノ発足ヲ激励スルモノトス

八 恩賜財団軍人援護会ノ育英事業実施ニ関スル件

従来ノ学資補給ヲ更ニ範圍ヲ拡張シ昭和二十年四月ニ遡リ実施セラル

林産課

九 薪炭増産ノ件

今冬ニ於ケル燃料問題ハ極メテ深刻ナルモノト予想セラル、ヲ以テ之レガ生産割当量ハ絶対確保セラレ度ク併セテ生産者ノ選定原木ノ取得等ニ付平日協議会ヲ催シ度特別ノ配慮ヲ望ム

〔欄外注記〕薪 百束 炭 四百俵

一〇 軍残置材処分ノ件

戦災者及戦災転住者中永住希望者ノ住宅資材特配方ニ付承認ヲ得タルモ全部短尺モノニシテ柱梁土台等ハ今后ノ生産ニ俟ツモノナルニ付之ニ要スル原木ノ供出ニ付極力斡旋方配慮セラレタシ

経済課

一一 青果物及魚介類ノ統制撤廃ニ関スル件

九月十八日ノ閣議ニ於テ青果物及魚介類ノ統制ニ関シテハ一切撤廃スル方針ヲ決定相成タルコトハ新聞及ラヂオ等ニ依リ発表セラレタルモ今後ニ於ケル運営ニ付テハ未ダ何等ノ具体的指図モ無之従ツテ何分ノ指示アル迄ハ従来ノ方法ヲ以テ継続致スベ

キモノニ付供出配給ニ付テモ格段ノ御配意相成度

協議懇談事項

一 地方事務所ト町村トノ緊密連絡並ニ常会運営研究会ニ就テ

二 其他必要事項

特別実践事項

十月 和心協同

報徳訓

父母富貴在祖先勤功 吾身富貴在父母積善

子孫富貴在自己勤勞

二宮先生道歌

むかしまく木の実大樹となりけり

今時く木の実後の大木ぞ

(二)

十一月郡常会提案事項

十月二十五日 自午前十時 至正午

総務課

一 衆議院議員選挙ニ関スル件

〔欄外注記〕午前十時主任会議

学務課

二 青年団再組織ニ関スル件

〔欄外注記〕従来ハヒットラーユージュメント 自治的ニ組織

三 中等学校生素行ニ関スル件

四 疎開学童引上ニ関スル件

十月二十日ヨリ月末迄ノ間ニ引上完了ノ予定ナリ

〔欄外注記〕完了

経済課

五 企業許可ノ特別措置ニ関スル件

終戦後ノ企業許可令ノ運用ニ関シテ之ガ応急措置ヲ実施スルコ

ト、相成十月十九日附市町村長宛通知ノ次第モ有之ニ付充分趣

旨ノ徹底ト指導ニ努メラレタシ

六 本年度麦増産ニ関スル件

終戦後国内食糧自給態勢ヲ確保スルハ我国再建ノ重要ナル事項

ニシテ明年端境期ノ食糧難ヲ切抜ケル為メ本年播種ノ麦大增産

ニ俟タザルベカラズ依テ之ガ趣旨ノ徹底ニ付格段ノ協力ヲ望ム

七 甘藷供出ニ関スル件

八 米早期供出完遂ニ関スル件

第1章 政治改革

目下端境期ニ於ケル食糧事情ハ最モ重大ナル危機ニ類シツ、アルヲ以テ之ガ供出完遂方特段ノ指導協力方ヲ切望ス
耕地係

九 緊急開墾ニ関スル件

食糧確保ノ為メ本県デハ新ニ四千八百町歩ノ緊急開墾ヲ計画シ
十月末迄ニ一千九百町歩ヲ完成シ之レニ麦ヲ播付ケル予定デシ
タガ十月上旬ノ降雨ノ為メ進捗状況ハ樂觀ヲ許シマセン一層努
力セラレムコトヲ希望ス

注意事項

総務課

一 宝籤発行ニ関スル件

林産課

二 薪炭増産ニ関スル件

冬ヲ眼前ニシテ逼迫セン現下ノ薪炭需給事情ニ対シ一段ト督

励セラレタシ

三 其他必要事項

特別実践事項

十一月 新穀感謝

報徳訓

身命長養在衣食住三 衣食住三在田畑山林
田畑山林在人民勤耕
二宮先生道歌
蒔けば生え植うれば育草も木もあはれ
恵みの限りなき世ぞ

十二月郡常会提案事項

十一月二十六日 自 午前十時
至 午後

総務課

一 官庁事務刷新週間ノ設定実施ニ関スル件

二 民生活安定ニ就テ

今年金ヲ使フト悪性インフレヲ起シ私共ノ生活ヲ破滅ニ導ク
事ニ□□生活物資ハ追々出廻ツテ来マス、段々ト値段モ安ク良
イ物ガ出テ来マスカラ暫ラク辛抱致シマセウ

経済課

三 生果物並鮮魚ノ公定価格並ニ配給統制撤廃ニ関スル件

四 甘藷並ニ米穀供出割当完遂ニ関スル件

同胞愛ヲオモヤ甘藷ノ供出ニ向ケマセウ、本年度産米ハ近年稀
ニ見ル減取デアリマスガ食糧自給ノ窮迫ニ伴ツテ農家ノ供出割

当ハ相当強化サレテオリマスノデ農家ノ努力ヲ願フト共ニ国民全部ガ一致協力シテコノ食糧危機ヲ突破セナケレバナリマセシ

今年ノ米ノ供出ハ今迄ト異ツテ麦、大豆、甘藷、菜葉、桑葉、団栗、海藻等デモ一部代替供出ガ出来マスノデ未利用資源ヲ集メテ供出ニ邁進シテクダサイ

五 塩ノ自家製造ト消費ノ合理化ニ就テ

塩ハ食糧用ノ外ニ工業用トシテモ極メテ必要デスガ本年ハ支那、台湾、満鮮等カラ移入セヌ為メト中国地方ノ風水害ノ為食糧用ノ半量ニモ足りナイ現情デスカラ沿岸地帯デハ砂浜等ヲ利用シテ濃鹹水ヲ造リ料理、漬物、味噌、醤油ノ醸造等ニマデ使用スル様ニシテ海浜カラ離レタ町村モ沿岸町村ト連絡シテ自ラ製塩スル様ニ企テマセウ

学務課

六 新教育ノ動向

根幹 1 軍国主義教育ノ払拭

2 民主主義、平和主義教育ノ確立

手段 1 画一主義教育ノ排撃

2 個性教育ノ完成

3 詰込主義教育ノ排撃
4 自由、自発的努力教育強化
内容 1 女子教育ノ強化
2 科学教育ノ強化
3 芸能教育ノ向上
4 増産教育ノ向上
5 体力養成(体位保持)
6 公民教育ノ普及

厚生課

七 復員者(軍人及工場事業場カラノ帰省者)健康診断ニ関スル件
戦争中ノ疲レヤ栄養不足ノ為ニ種々ノ病氣ニカ、ツテ居ル人ガ有リ又今迄内地ニ無イ様ナ流行病ヤ伝染病ニ罹ツテ居ル者ガアリマスカラ一日モ早く健康診断ヲ受ケル様ニシテ下サイ 県デハ結核並ニ伝染病ニ関スル健康診断ヲ無料デシテ居リマスカラ町村役場ト連絡シテ必ラズ一度診察ヲ受ケシメル事

林産課

八 造林計画ト実行指導ニ関スル件

戦時中ノ過伐ニ対シ森林ノ保□並ニ其ノ治水の見地ヨリ跡地造林ノ緊要ナルヲ認メ目下管内林野ノ基本調査中ニテ完了次第造

林計画ヲ樹立スルヲ以テ之ガ実行上夫々充分ナル督励指導ヲ望

ム

九 戦災復興用材ノ取扱ニ関スル件

協議懇談申合事項

一 民生活ノ安定ト主要食糧問題ニ就テ

二 其他必要事項

〔欄外注記〕一戸二十五石当リ

特別実践事項

十二月志はず(師走)八紘一字

報徳訓

今年衣食在昨年産業 来年衣食在今年艱難

年々歳々不可忘報徳

二宮先生道歌

受け得たる徳をおのゝ譲りなほ

四海の間父子の親しみ

〔欄外注記〕協議事項

食糧問題ニ就テ

塩ノ自家製造ト消費ノ合理化ニ就テ

□□開田一斉堀耕起ニ関スル件

(四)

一月郡常会提案事項

十二月十三日

総務課

一 建設貯蓄ノ取扱ニ就テ

去ル九月十一日附閣議デ決定シマシタ国民貯蓄増強ノ重要性ハ新シキ目標ヲ皇国財政護持新日本建設ト悪性インフレ防止ニ置キ個人経済ノ安定ヲ目差シテ居ルノデスカラ今迄ノ様ニ割当的強制貯蓄ハ致シマセンガ従来ノ実績ヲ参酌シテ「各町村デ」国家ノ要望ニ適応スル様ニ一定ノ貯蓄目標ヲ樹立シ国民ノ愛国心ニ訴ヘテ現金手持ノ弊害ヲ克ク理解ヲシテ貯蓄ノ増強ニ一層努力ヲ望ミマス

厚生課

二 引揚民ニ対スル衣料供出ノ件

浦賀引揚民ノ生活ハ極度ニ逼迫シ特ニ被服ニ於テハ想像以上ノモノヲ着用シ婦女子ニ於テハ男子用ノ衣服ヲ着用スルノ現状ナルヲ以テ之等引揚民ニ対シ真ニ同情セザルベカラザルヲ以テ最低ノ越冬資材トシテ衣料ヲ贈与方協議アリタルニ付各部落ニ於テ数点宛取纏メ来ル二十五日迄ニ寄付供出セラレ度シ

三 甘藷並ニ米穀供出督励ニ関スル件

甘藷ノ供出ニ関シテハ再三依頼督励セル処ナルモ未ダ供出未了ノ町村アルヲ以テ供出完遂ノ万全ヲ期セラレ度尚本年度産米ノ供出ニ関シテハ特段ノ配意ヲ煩シタク希望シマス

林産課

四 簡易木炭伏焼法ノ普及ニ就テ

木炭需給ノ逼迫ニ鑑ミ簡便容易ナル伏焼法ヲ普及シ以テ生産ヲ促進スルト共ニ其自給化ヲ図ラレ度シ

協議懇談申合事項

一 復員軍人並ニ軍需工場復員者ノ就業状況及補導施設ニ就テ

二 其ノ他必要事項

特別実践事項

一月 明朗敢闘

報徳訓

父母根元在天地令命 身体根元在父母生育

子孫相続在夫婦丹精

二宮先生道歌

ふる道に積る木の葉をかきわけて

天照す神の足あとを見む

一月郡常会提案事項

(五)

昭和二十一年一月十八日午後二時

総務課

一 建物調査令施行ノ件

別紙通牒^{〔注一〕}ノ通り今回警察署ヨリ移管セラルル地方事務所ニ於テ取扱フコトニ相成リタルヲ以テ各町村ニ於テハ各個人ノ届出方勵行セラレ各町村ヨリ建物竣功調査週間報告ヲ提出スル様特ニ配慮^{〔レ脱〕}セラタシ

二 婦人会及青年団組織ノ件

十二月廿五日下午総収第一〇四三号ヲ以テ通牒セル通り大日本婦人会及大日本青少年団解散後ニ於テ新日本建設ニ即応セル婦人会及青壯年団ヲ組織スルハ極メテ必要ナルヲ以テ未結成ノ町村ハ直チニ結成シ前ニ通知セル要綱ニ依リ結成報告ヲ直チニ提出セラレタシ

三 湯本町火災義捐金募集ノ件

先般通知セル通り去ル十一月十日湯本町ニ於テ大火災ニ罹リ多数ノ罹災民ハ見ルニ忍ビザル窮乏ニ陥リツ、アルヲ以テ之レガ救済ニ同胞愛ヲ以テ別表^{〔注二〕}ノ如ク義捐金募集セラレ来ル廿五日迄ニ下

第1章 政治改革

地方事務所へ御醸金相願ヒ度シ

〔学〕
□務課

四 〔三〕教
□□科教授停止ノ件

国史修身地理ノ教科書使用禁止ニ伴ヒ三教科教育ノ一時停止サ
レタルニツキ了解アリタシ

五 学校職員ノ政治教育啓蒙運動ニ関スル件

婦人選挙権付与ニ伴フ政治教育啓蒙運動ニ関シ特ニ学校職員ヲ
シテ協力セシムルコト、相成タルニツキ御了解アリタシ

六 学校職員物価引下生活改善運動ニ関スル件

事態ヲ憂ヘ国民生活ノ安全ヲ希フノ真心ヨリ学校職員一致団結
シ広く愛國ノ至情ニ訴ヘテ標記ノ運動ヲ行フニツキ御協力ヲ願
ヒタシ

経済課

七 昭和二十年産米供出促進ニ関スル件

昭和二十年産米供出確保ニ付テハ各段ノ御尽力相煩居候処目下
ノ供出成績ヨリ見ル時之ガ供出完遂ニ特別ノ配意相成度

八 昭和二十一年米穀年度主要食糧需給計画ニ関スル件

主要食糧ノ需給情况容易ナラザル実情ニ鑑ミ之ガ配給ノ円滑適
正ヲ期スル為メ供出ノ促進ヲ計ルト共ニ需給計画ヲ至急作成シ

提出方特段ノ配意相成度

林産課

九 用材薪炭ノ取締励行ノ件

耕地係

一〇 第四次土地改良食糧増産対策事業量割当ニ関スル件

割当表

| 事業種別 | 面積又ハ間数 | 事業費 | 補助率 | 摘要 |
|------|------------------|---------|------|----|
| 暗渠排水 | 二〇町 | 二七、二〇〇 | 〇・六五 | |
| 客土 | 六七町 | 五三、六〇〇 | 〇・六五 | |
| 小用排水 | 一二〇町 | 三四、五四二 | 〇・六五 | |
| 農道 | 一、三〇九間 | 一一、〇四三 | 〇・五〇 | |
| 計 | 一、三〇七町 一、三〇九間 | 一二六、三八五 | | |

協議懇談申合事項

一 各種必要事項

特別実践事項

二月 徒食者一掃

報徳の教

一 まことの大道

真の道は学ばずしておのづから知り習はずしておのづから覚へ書籍もなく記録もなく師匠もなく而して人々自得して忘れず是れぞ誠の道の本体なり(夜話一)

〔注一、二〕別紙通牒、別表共に省略。

(六)

二月常会徹底事項

一 明朗な正しい投票をして立派な代議士を選出させよう

近く行はれんとする衆議院議員総選挙は終戦に伴ふ新日本建設の基盤たる民主政治の確立のため先般の第八十九回臨時議会で画期的に改正せられた新選挙法に依つて行はれます。その改正の眼目とする処は

○選挙権被選挙権の拡張

選挙権の年齢は二十五歳より□□□□^{〔五歳減〕}被選挙権の年齢は三十

歳より二十五歳に引き下げられ其の上国民の総意を遺憾なく

發揮する為め長年叫ばれて来た婦人参政権が認められ今次総

選挙から実施する事になり男子と同様に女子にも選挙権被選

挙権が与へられたのです。女子有権者の数は男子有権者の数

と略々同じですから婦人の投票は選挙の結果に大きな力を持つのであります。男子も女子も有権者はすべて演説会、選挙公報、新聞等に依つて十分立派な候補者を選定して一人残らず正しい投票を致しませう。

○大選挙区制と投票の制限連記制の採用

本県からは十二名の議員を選出するのですが新時代にふさはしい立派な人が出やすい様に今迄県内を三選挙区に分けてゐたのを一選挙区にし投票も一票に一人だけ書いてゐたのを今度は一人で一枚の投票用紙に三人の候補者を書くことになりました。かやうに県下何れの所から立候補した人にも投票出来る事になり尚其の上選挙運動取締規定が徹底的に簡素化されました。従来のかやうに恐怖心をもつて選挙に臨むといふ悪い習慣を払拭して明朗闊達に新しい人材を選挙致しませう。

○選挙運動取締規定の徹底的簡素化

(1) 法定選挙運動者即ち選挙□□長及選挙委員以外の者は演説又は推薦状によるほかは選挙運動は禁止されてゐたのですが今度は自分が適當と信ずる者のために選挙運動が出来るやうになりました。

(2) 演説会出演者数を四人迄と制限してゐたのを此の制度も撤廃されました。

(3) 個々の面接又は電話に依る選挙運動は禁止されてゐたが之れも撤廃されました。しかし戸別訪問は従来通り禁止されて居ります。

以上の外細かい点で改正された部分がありますから若し選挙手續について疑問の点があれば遠慮なく警察署等に問合せ間違ひの起らぬ様に注意致しませう。

二 お米の供出割当を完遂して部落挙つて『供出完納の家』を貼りませう。

同胞愛をお米の供出に向け食糧危機を突破するため遅くも二月十日迄に検査を受け二月十五日迄に必らず供出入庫を一人でも左のやうな罰則に触れないやうに致しませう。

(1) 供出を完了する迄は譲渡買受又は販売の委譲を受けた者は十年以下の懲役又は五万円以下の罰金

(2) 供出割当を受けた生産者地主が他へ譲渡をなし供出をしない場合は三年以下の懲役又は一万円以下の罰金

(3) ブローカーに対しては十年以下の懲役又は五万円以下の罰金一日も早く供出を完納して農業会から『供出完納の家』の門札を

もらつて家の入口に貼りませう。

(仙石原村役場「足柄下郡常会書類」(昭和十七年)箱根町役場蔵)

八七 横須賀市戦災学徒数調査ノ件通達

昭和二十年十一月十二日

横須賀市教育部長

杉山彦一郎

各国民
各青年学校長殿
中等

戦災学徒数調査ノ件

戦災ヲ被リタル学徒調査ノ必要有之戦災学徒数至急御調査ノ上来ル十五日迄学務課宛左記様式ニヨリ御回報相成度

記

| | | | |
|-----|----|----|----|
| | 男 | 女 | 計 |
| 初一 | 七 | 一 | 八 |
| 初二 | 一〇 | 七 | 一七 |
| 初三 | 六 | 一〇 | 一六 |
| 初四 | 四 | 一〇 | 一四 |
| 初五 | 五 | 八 | 一三 |
| 初六 | 七 | 一一 | 一八 |
| 高一 | | | |
| 高二 | | | |
| 合 計 | 三九 | 四七 | 八六 |

(注意事項) 学年別、男女別ニ記入ノ上計ヲ附スルコト

(汐入国民学校「往復文書綴」(昭和二十年 横須賀市立教育研究所蔵)

八六 横須賀市汐入国民学校欠食及虚弱学童数調

昭和二十一年一月廿九日

横須賀市汐入国民学校長

富田波之助

教育部長殿

欠食及虚弱学童調査ノ件

標記ノ件ニ関シ左記ノ通り及報告候也

記

欠食及虚弱学童数調

横須賀市汐入国民学校

| 種別 | 学年 | | | | | | 計 |
|-----|-----|----|----|----|----|----|-----|
| | 初一年 | 二年 | 三年 | 四年 | 五年 | 六年 | |
| 欠食者 | 二五 | 一八 | 九 | 五 | 四 | 四 | 六五 |
| 虚弱者 | 二六 | 三九 | 五四 | 六一 | 六一 | 四九 | 二九〇 |
| 計 | 五一 | 五七 | 六三 | 六六 | 六五 | 五三 | 三五五 |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

(汐入国民学校「往復文書綴」(昭和二十年)横須賀市立教育研究所蔵)

八九 連合国の指令 占領目的に對する有害行

為処罰の件通知

隣組回報

足柄下地方事務所(印)
役場

昭和二十一年七月三十日

連合軍の指令違反や占領目的に有害な

行為に對する処罰に就てお報らせ

聯合軍の指令違反の行為や占領目的に有害な行為に付ては国内法に罰則のないものが多く止むを得ず占領軍の軍事裁判で裁判せられて来ましたが既に新聞やラジオで御承知の通り去る六月十二日「聯合國占領軍の占領目的に有害な行為に對する処罰等に関する勅令」が公布せられ七月十五日より実施せられました。

この勅令で聯合國最高司令官の指令は勿論これを履行する為聯合國占領軍の軍、軍団、師団の各司令官の指令及び日本政府の発する法令に違反する行為は悉く占領目的に有害な行為として日本側でも裁判し国内法に違反する行為は悉く占領目的に有害な行為として日本側でも裁判し国内法に罰則があればその法令で罰則がなくともこの勅令で十年以下の懲役又は七万五千円以下の罰金といふ嚴罰に処せ

られます。特にこの勅令該当事項の取締に當る檢察官が違反を見逃すとか情状酌量で不起訴処分にする等適正な措置をしなかつた場合には檢察官自身も処罰されると云ふ内容を持つておる趣ですから我々は一層自粛自戒して迷惑が他に及ばない様注意しなければなりません。

○勅令に該当する事項を左に例示致します。

(一) 現在の通常裁判手続によらずに処罰せられる場合(進駐軍の即決処分)

1 聯合軍関係者を殺害したり暴行を加へたり、安全に対し有害な行為をしたり、或は聯合軍関係者の財産を不法に所持し取得し受領し又は処分する等の行為

2 聯合軍関係者の職務執行に関し妨害を加へ、その要求する情報を提供せず、又は虚偽や誤解を招く様な事を申述べ或はだましたりする行為

3 聯合國最高司令官によつて又はその命令に基いて解散され又は非合法と宣言された団体を支援する様な行為

(二) 現在の通常裁判手続によつて処罰せられる場合

1 物価統制令、住宅緊急措置令、都会地転入抑制緊急措置令、臨時建築制限令、土地工作物使用制限令、有毒飲食物等取締令、

政党協会其他の団体の結成の禁止等に関する勅令等(まだ沢山ありますが町村民各位に密接な関係あるものを例示しました)

ポツダム宣言受諾に伴ひ発せられた国内法に違反する行為(この場合は夫々当該国内法によつて処罰せられます)

2 その他(一)に掲げた様な罪以外の占領目的に有害な一切の行為右諸行為の内物価統制令違反の所謂、闇行為、闇取引は極めて広般な内容のものですから充分に警察署経済防犯係に御相談になり違反のない様特段の御注意を願ひます。

(仙石原村役場「庶務書類」(昭和二十一年)箱根町役場蔵)

ポツダム宣言遵守に関する経済界取締強化の件通達

昭和二十一年八月十五日

中地方事務所長

相川村長殿

ポツダム宣言遵守に伴ふ八・一肅正について

昨年八月十五日を機として国民全部が之を遵守して平和新日本の建設に邁進せねばならぬ事は今更言ふまでもない事ですが殊に経済(営業)の自粛再編については常に監督機関の風有、苦難と犠牲を克服しつゝ指導を励行し相当なる効果を挙げつゝあるにも不拘斯業の

実体は依然として肅正されざるのみならず取締の間隙を狙つて其の跳梁を逞しふし而も其の傾向は却つて増勢を示すのみならず最近に至つては取締を繞り或は業者間の商機伸張を企図する等悪質行為はその跡を絶たず誠に治安上憂慮すべきものあるを以つて聯合軍当局より申達の次第もあり八月一日を期して全国的に一斉取締を強力に実施する事となりましたので左記要点に依り業界の肅正明朗化を期し一人の違反者もなき様指導徹底せしめられたい

追而 本件は昭和二十年勅令第五四二号ポツダム宣言受諾に伴ひ聯合軍最高司令官の占領目的に反せざる様日本政府の発する法令にして本年七月十一日勅令第三一一号を以つて発令せられたるものである

註

占領目的に有害なる行為とは聯合軍最高司令官の日本政府に対する指令の趣旨に反する行為、其の指令を施行する為め聯合軍占領軍の軍団又は師団の各司令官の発する命令の主旨に反する行為を履行するため、日本政府の発する法令に違反するを云ふのである

記

一 取締の要点

- 1 主要食糧及之を主材として加工せる食糧品及調味品
- 2 生鮮食糧品
- 3 繊維製品、燐寸、ゴム製品等
- 二 其の他一般物資に対しては価格統制令に依つて嚴重に取締を受けること

三 農家に於ける売買も公定価格に基き嚴重取締を受けること
 四 本件は営業者は勿論、回覧板、常会等を以つて一般に浸透する様最善の措置を講じられたい

(相川村役場「庶務書類」(昭和二十一年)厚木市役所蔵)

九二 神奈川県出身満州開拓移民等救済の件通達

昭和二十一年八月十九日

中地方事務所長

各市町村長殿

県出身満州開拓移民救済に関する件

本県として満洲に送出致しました開拓民並に満蒙開拓青少年義勇軍及県在満報国農場隊員は目下ぼつぼつ県内に帰還しつつありますが今秋までには大部分の引揚を予想されますが彼等の生活は吾々内地の人達の想像以上に困難なるものがあると思はれますので帰還後

第1章 政治改革

の援護並に対策は県に於ても種々講じて居りますが更に県下各農家の温き御援助を仰ぎ救護の万全を期し度いと思ひますので別紙滿洲開拓民救済資金募集要綱に依つて救済金の募集を致し悲惨なる開拓民を救済することゝなりましたから部内各農家に趣旨徹底の上救済金募集方を御願致します

(相川村役場「庶務書類」(昭和二十一年)厚木市役所蔵)
〔注〕別紙省略。

九二 神奈川県遺族会結成の趣旨

神奈川県遺族会結成の趣旨(案)

今次の戦争に於ける最大の犠牲者たる詢国英霊の遺族は今如何なる状態に置かれて居りましょうか。或は一家の柱石と頼む父を又最愛の夫や子や兄弟を亡つた老いたる父母若き未亡人は敗戦後の深刻なる社会情勢の下に在つて生活の方途も立たず他から温い救援の手も差延べられず孤立無援物心両面の苦痛に呻吟して居る状態にあります。然も社会の之れに対する慰安救援の施設は誠に貧弱であつて他の引揚同胞、戦災者等^{〔に脱〕}比し低調たるを免れず又一般社会の遺族に対する認識も曾つての感謝と同情の念が段々薄らぎつゝある状態に在ります事は社会道義の上からも誠に遺憾の至りであります。

然しながら今は国民の一人一人が真に廃墟の中から立ち上つて国家

を再建しなければならぬ重大なる時であります。

我々遺族も亦徒に他の同情援護のみに俟たず遺族先づ自ら立ち上らなければなりません。お互に手を執り合つて涙の中から雄々しく立ち上り相寄り相扶け万苦を克服し自らの生活を建設し英霊をして後顧の憂なからしめ常に靖国の遺族たる誇りを持し其の行動を慎み進んで之れ^{〔を脱〕}周囲に及ぼし社会道義を昂揚し又我々が痛切に味はつた戦争の惨苦^{〔を脱〕}再び我々の子孫に繰返へさせぬ様戦の無き真の平和国家を建設し^{〔民脱〕}万の爲めに泰平を開かせ賜ふ大御心に副い奉る事こそ我々遺族に与へられたる使命と存します。我々はこの崇高なる目的達成の爲^{〔遺脱〕}茲に全県下族を打つて一丸とする神奈川県遺族会を結せんとするものであります。

(大山町役場「庶務書類」(昭和二十一年)伊勢原市役所蔵)

九三 平塚市の危機打開と「甲地」への引上げに關

する陳情書

陳情書

平塚市所在官公署職員に対する臨時家族手当及び臨時勤務地手当等の給与に干しては、これを六大都市に準ずる地域に、急速御指定方特別の御設議を願いたく、当地の特殊事情を左に詳具、陳情申し上

げます。

昭和廿二年三月二十日

記

一 当平塚市は、神奈川県の地域的中心地にして、京浜地区に近き故を以て、戦時中当市に疎開せるもの、住宅を求めもの、或は工場を建設する者、年年激増し、農村としての昔の面影は片鱗だに見受けられず、駅の乗降人員も、現在の構造を以てしては狭きため、目下拡張中にして、真に衛星都市としての発展を遂げ、交通機干〔イ、イ〕の発達と相俟つて、文化その他の面についても、京浜地区に遜色なきに□□しました。

しかも、当市は戦災に因り全市廃墟と化したるため、物資の焼失に伴うところの打撃は極めて多く、未だ建設途上何かと出費多い時に悪性インフレーションの危機に直面し、物価、家賃等においても京浜都市より高騰しているのがあります。

二 当市には生産物資がありません。

工場施設は、すべて軍需工場に転換したため、当分生産の見込みがないのです。

生鮮魚類は当市消費の七割を他から移入するの实情で、その他当地産の農産物とともに、他都市からの集中的買出し等によつて更

に闇価格高騰の傾向で、しかもこれ等生産者は闇行為の発覚を恐れて、近隣の者には売りおしみをしているので、容易に購入することが出来ません。よし購入し得たとするも、他都市から買出しに来る者より遙かに上廻る闇値でなければ入手し得ない現状であります。

しかも、現在の配給機構においては、生鮮食料品にしても、都市中心主義であるので、当市在住者には、余りにも恵まれぬ現状であります。

三 当市は戦災後着着、復興しているように見えますが実際に建築されているのは、娯楽街及び商店街にして、勤労者の住宅は遅延として進まず、あまつさえ悪性インフレーションのため俸給生活者は、物価高につれて、衣食住共に困窮いたしております。

以上申し述べましたことは、別紙資料〔注〕の通りでありまして、現在甲地に指定されている各都市同様に市民一般は、その高物価と物資入手難に苦悶呻吟しつづつあることを御諒察下さいまして、特別の御詮議をもつて是非とも甲地に御引揚賜わりますようお願いに及んだ次第であります。

〔平塚市立第二青年学校「往復文書綴」(昭和二十二年)平塚市教育研究所蔵〕
〔平塚市第二実務女学校「往復文書綴」(昭和二十二年)平塚市教育研究所蔵〕

〔注〕別紙資料省略。

六 敗戦後横須賀市の財政事情

横須賀市財政事情説明 (昭和二二・六現在)

御承知の通り本市の戦災は軽微に止まりましたが、他の戦災を受けた都市と事情が非常に異つてゐて、其の受けた打撃は戦災都市と同様に財政上非常なる圧迫を加へられて居る実情であります。

戦時中は本市の全地域に亘る龐大なる官有地に軍部関係施設が沢山あつて本市の都市的経営は所謂軍都として財政的犠牲を顧りみないで一億戦争目的遂行の為に施策実施をしておつたのであります。

他面市民の生活は概ね海軍工廠其ノ他軍関係工場に或は官納業者として軍関係施設に依存せられておつたのであります。この様な特殊事情により本市は昭和二十年度一般經常費支弁の為市税当分の外特定財源として軍関係市町村財政補助金六〇五、九三二円、海軍補助金三、三五〇、〇〇〇円、海軍特別助成金二七〇、〇〇〇円計四、二五五、九三二円の国庫補助がありました。昭和二十一年度に於ては之等の必要なる財源は市税の増徴によつて経理しなければならなくなつた反面敗戦によつて市民の大半は進駐軍労務者として辛くも生計を維持し又嘗つて軍関係施設に依存してゐた官納業者は販路を失ひ中小商工業も自然衰微となつたので市税増徴にも非常な

る制約が考へられ市財政は極度に弾力性を失ふ傾向を辿りつゝありました。

更に昨今に至つては本市財政需要は嘗つての戦時施設によつて残された龐大な負担の上に終戦以来激しつゞける経済事情に伴ひ急増の一途を辿り都市経営に及ぼす影響は甚だ深憂に堪へないものがあります。

戦後の我国の実情を直視すれば文化日本の再建の爲複雑多岐な困難の下に戦後の復興を初めとして、民生の安定に或は進駐軍の要望による各種事業の完成を期して努力せざるを得ないものがあり今後本市財政需要の増嵩は予測し難い情勢であります。

大略右の如き財政事情にありますので義務的經常的経費は市税其の他税外収入を以て賄ひ、新規事業経費は国庫補助及起債を主とする財源によつて経理してゐるのであります。然るに本市昭和二十二年事業費(二二・六現在含見込)三七、九二三、一〇〇円の中起債予定額は一四、六六六、〇〇〇円であるのに昭和二十一年度起債許可額五、〇三二、〇〇〇円について見るも借入済のものは僅かに三一六、〇〇〇円で政府資金借入は殆ど見込薄の状態であり、他方金融機関よりの借入は短期債によらなければ借入不能であり、本市の経営と財政に及ぼす支障は亦甚大なるものがあります。将又公債償

還の元利金の支払についても昭和十八年度五一三、九四〇円、昭和十九年度五四七、三八一円、昭和二十年七七六、一五二円、昭和二十一年度九〇四、四三〇円となつて利子のみについても昭和十九年度分二三二、八一四円に対し昭和二十一年度三九五、〇八七円となつて居ります。起債額についても昭和十八年度二九二、三〇〇円、昭和十九年度三、九九四、五〇〇円、昭和二十年四、二七五、〇〇〇円、昭和二十一年度五、〇三二、〇〇〇円となつて之等は戦争目的遂行の爲防空関係、疎開関係経費の起債による負債の膨張となつたのであります。

公企業を經營してゐない本市財政は総て財源を市税収入以外には求められないで、前述の様に毎年度事業経費並びに經常経費の一部として海軍より特定財源が下附せられてゐたが軍の解消によつて財源を別に求めなければならなくなつたのです。

次に本市当面の財政事情について観れば地方税法の改正に伴ふて国税の三収益税即ち地租、家屋、營業の三税が今回地方税として移譲せられましたので、その附加税として昭和二十二年に於て二、四六三、五四三円の増収(当初予算六、八一三、〇六九円)、その他独立税等の増収見込額六、四五五、六八二円、更に予算編成当初に見込たる給与改善費国庫補助金四、三五九、九九九円は分与税として

配付さる見込に付今回減額し分与税に更正して分与税額八、四五五、二〇〇円(当初予算二、一一三、八〇〇円を含まず)、増減差引合計一三、〇一四、四二六円を見積り得るのであります。職員待遇改善費は一〇、七二二、六八九円(一、四〇〇円案、二、六七六、〇〇〇円)、六〇〇円案計二三、三八八、六八九円を要し需用費一、五〇〇、〇〇〇円は印刷費、郵便、電話電報料、薪炭費等の値上り初級中学校費四、五〇〇、〇〇〇円、其他一、〇〇〇、〇〇〇円は生活保護費、消防費、地方振興費等合計二〇、三八八、六八九円の財政需要を必要とする現状でありまして、収支差引七、三七四、二六八円財政が不足でありますので市民税の許可限度の増徴をなし之が増収となる額二、四〇〇、〇〇〇円を見込むも尚四、九七四、二六八円の収入減となりますが、職員待遇改善費中一、六〇〇円案による所要経費二、六七六、〇〇〇円に対しては、地方税法改正に当り財源が附与されてないものでありますから別途附与されるものとしても尚二、二九八、二六八円不足となり加ふるに今後の財政需要に對しましては引当財源なく財政経理上格段の工夫、努力を致して居る次第であります。

尚、本年度に於る新規事業は別表の如くであります。〔注〕前記の通り之等新規の積極的経費に国庫補助及起債にその財源を求めてゐるの

であります。更に明年度以降に關し瞥見するならば戦時中借入れた公債元金も昭和二十三年度より元金償還時期になつてをりますので、益々經常費支弁に支障を來してゐる現状でありますので一寸前言に戻りますが、国家的事業完遂の為必要な事業費起債額の借入れについても昭和二十一年度五、〇三三、〇〇〇円に対し、三二六、〇〇〇円を政府より低利資金の融通を受けたるのみにて他はすべて短期で然も高利によつて金融機関より融資を受けなければならぬ実情下にありますので、また昭和二十二年度起債の事もありますので本市の財政実情よりして事業資金の貸出しは、全面的に政府より低利資金を受ける必要があり逋信大臣宛簡保資金貸出方陳情書を提出し政府の特別な措置に基く融通条件の緩和を願出る等本市財政の健全化を計らんとしてゐるのであります。

〔横須賀市役所「財政 税制 行政に關する調書（昭和十七年）横須賀市役所蔵〕
〔注〕 別表省略。

五 伊勢原警察署管内の盜難事故防止要請

〔町村〕長殿

最近管内に盜難事件が毎日の様発生致しますので御手数乍ら左記回覧板を各隣組に配布をして御互の注意を御願いますと共に御協力の程懇願致します。

（御手数乍ら左記原稿を各町村に於て作成隣組に至急配布相成様御願致します）

伊勢原警察署長

記

回覧板

皆さん御用意は大丈夫でせうか。昭和二十一年の最終も近づいて師走がやつて來ました。師走と新年が來ると毎年の如く『ドロボー』が活動しましてお互の大切な物ばかり盗去とびさらてしまひますが本年は特に衣類の盜難が非常に多くて

最近十一月二十日より十二月十日までの二十日間に伊勢原警察署管内の某所六ヶ所で衣類四百十枚を盗とびれ其の他学校やお宮さんの硝子戸の硝子をはづして三ヶ所で百五十枚とびを盗とびた

特種な事件もありますのでもう一度居宅、土蔵、物置等の鍵と皆様心の鍵を調べて御協力を願います。

十二月十三日

伊勢原警察署長

大山町役場

（大山町役場「庶務書類」（昭和二十二年）伊勢原市役所蔵）

第二節 占領と県政

六 終戦連絡横浜事務局等設置の経緯と業務組織

横浜事務局設置の経緯

(一) 占領軍受入設営委員会

昭和二十年八月十九日、河辺参謀次長マニラにて調印したる降伏に関する文書、其他一般命令等をもたらし連合軍の厚木及横浜上陸に伴ふ設営準備方要求あり仍て内閣総合計画局長官池田中将を中心とし外務省を主役として「占領軍受入設営委員会」を設け外務省より委員長、内閣総合計画局、内務、陸海軍、通信、鉄道軍需、大蔵及関係地方庁より各委員一名を出し（外に補助事務員を含む）横浜地区の設営其他諸準備に当ることとなり外務次官の命に依り秋山特命全權公使委員長として又吉岡（範武）大使館参事官、武内総領事（時之助）、古内書記官（事務総長）牛場、服部（恒雄）各事務官を外務省側係員とし藤原神奈川県知事を副委員長として八月二十二日より九月二十九日迄之に関連する事務に当れり

本委員会は其後の横浜終戦連絡委員会及現在の終連横浜事務局

の前身を為すものなるか神奈川県に於ては外に進駐軍受入本部なるものを組織し同県各部課長を網羅し特に警察部長を中心として必要建設物の保全管理に従事せしめたり

神奈川県に設営委員会事務所として県庁の四室を提供し又必要資材に關しては陸海軍特に横須賀鎮守府所蔵の資材其他軍需省及神奈川県手持資材を利用したり

委員及事務員の宿舎はニウグランド、ホテルたりしが同ホテルが進駐軍幹部宿舎と指定せらるるに及んで八月二十八日借楽園に移したり

八月二十九日秋山公使は本省に移りたり

(二) 横浜終戦連絡委員会

八月二十九日夕鈴木公使は重光外務大臣の命を受け前記設営委員会に代るべき横浜終戦連絡委員会（閣議決定）を主宰することとなり八月三十日朝横浜に赴いた。同委員会は前述吉岡大使館参事官以下の外務省員の外山□公使以下多数の新たな省員の援助を得陸、海、蔵、運、通、商、等各省員をも加えた。他方有未陸軍中将を首班とし鎌田陸軍中将、中村海軍少将等を含むいはゆる有未機関も設置されて同様神奈川県庁内にその事務室を作つた。

米國進駐軍の先遣隊は八月二十八日、二十九日と厚木飛行場に

到着したが「マツクアーサー」元帥及其の幕僚第八軍司令部は八月三十日午後厚木に空路到着直ちに横浜に進駐、いはゆる横浜の関内を中心として連合軍最高司令部及第八軍司令部を設置し横浜終戦連絡委員会は八月三十日夕刻より米進駐軍との接触を開始した。

爾來連合軍最高司令部が九月十七日東京に移転するまで同司令部と接衝しその間九月二日横浜沖「ミスリー」号上の降服文書調印あり内地軍隊の解隊復員、進駐軍の内地各方面進駐、東条大將以下の戦犯容疑者引渡等に付接衝した。進駐せうその事であり米軍側はほとんど昼夜兼行の仕事振りでありこの三週間は文字通り委員会はほとんど不眠不休の状態であつた。而してGHQが横浜に在つた間は委員会は原則として直接第八軍司令部とは交渉が出来ぬ建前であつた。

(三) 終戦連絡横浜事務局

GHQが東京に移つた後は第八軍司令部との接衝に当る事となつたが昭和二十年九月二十二日の外務省告示第三号で終戦連絡横浜事務局が正式に設置された。そして第八軍は最初日本の東半分を占領していたが同年十二月末日をもつて西半分を占領していた第六軍が帰国して第八軍が日本全国の占領を行ふ事と成つたので

横浜事務局の任務は全国的の性質を有するものが少くない。

他方同年の十月に第八軍は USACOM-C なる機関を設置し第八軍管下の物資補給と神奈川県¹の軍政を管掌させたが右機関は昭和二十一年三月末をもつて解体新に Tokyo-Kanagawa Military Government District が出来たこれが東京都及神奈川県²の軍政に当る事と成つた。横浜事務局は第八軍司令部との接衝の外右 USACOM-C 次々 Tokyo-Kanagawa Military Government District との交渉にも當つて来たのである。

横浜事務局業務の概要

○終戦連絡事務局官制第一条

終戦連絡事務局ハ外務大臣ノ管理ニ属シ今次ノ戦争終結ニ関シ連合国官憲トノ連絡ニ関スル事務ヲ掌ル

○昭和二十年九月二十二日外務省告示第三号

終戦連絡事務局官制第二条ノ規定ニ基キ昭和二十年九月二十二日横浜市ニ終戦連絡地方事務局ヲ設置シ終戦連絡横浜事務局ト呼称ス

終戦連絡横浜事務局ハ米国第八軍ノ管轄区域ト同ジ区域ヲ管轄シ管内米国軍ニ対スル情報ノ提供設営各種ノ便宜供与及其他ノ連絡事務ヲ掌ル、但シ管下ノ他ノ終戦連絡事務局機関ノ所管ニ属スル